

令和2年

3月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和2年3月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年3月11日(水) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田文化センター 412号室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
		委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(1名)

25番 五十嵐直太郎 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 藤井昌道 事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 本間瑛帆
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条許可書の交付について
2. 農地法第3条の3届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
5. 解約
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第17号 農用地利用集積計画について
議第18号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○藤井事務局長

おはようございます。

ただいまから令和2年3月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、齋藤職務代理者が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 職務代理者

(挨拶)

○藤井事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。また、会長が欠席したときは職務を代理することとなっておりますので、齋藤会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、25番、五十嵐直太郎委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願ひます。

議事録署名委員に、15番、荘司太一郎委員、16番、須田正弘委員の両名に願ひいたします。

◎報 告 事 項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条許可書の交付について1件、2番、農地法第3条の3届出書の受理についてが16件、3番、農地法第5条届出書の受理についてが5件、4番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが3件、5番、解約が4件、6番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが28件、以上57件について報告いたします。

○阿彦農地主査兼係長

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方願ひします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、12件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長事務局

それでは、16ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件につきまして要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。なお、農業者年金への影響は確認済みでございます。それでは、16ページを申し上げます。

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田7番、酒田8番と同じ受け人となっております。先ほど解約でも出てまいりました刈穂の〇〇さんから〇〇さんへ、この関係は祖父と孫になります。

続いて酒田8番、こちらは酒田7番と同じ世帯で関係は父と子になります。年金を伴わない経営移譲ということでございまして、どちらも20年の使用貸借期間の設定となるものでございます。

続いて、酒田9番です。広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、こちらの関係は父と子になります。後継者変更のためということで、祖父から孫への契約を解約いたしまして、祖父から息子へ貸し直しを行うものです。20年の使用貸借期間の設定となります。

続いて酒田10番、次のページです。穂積の〇〇さんから同じ世帯の〇〇さんへ、関係は親子になります。年金の再設定のため、使用貸借期間設定が10年となるものです。

酒田11番、浜中の〇〇さんから広岡新田の〇〇さんへ相手方の要望によりまして、贈与の所有権移転となります。なお、贈与税の課税につきましては、税務署のほうへ確認を依頼済みでございます。

酒田12番、三重県四日市市の〇〇さんから、北千日町の〇〇さんへ、相手方の要望によりまして所有権移転となります。なお、こちらの関係性は親戚ということになります。

別添資料をご覧くださいと思います。

表紙の部分に酒田12番の10アール当たりの対価が書かれております。10アール当たり16万8,000円、総額で10万円での移転となる予定でございます。

議案書のほうに戻りまして、酒田13番と酒田14番、関連性ありますので合わせて申し上げます。

酒田13番、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、広野の畑1筆について、相手方の要望によりまして所有権移転となります。併せて酒田14番、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、広野の畑1筆について、相手方の要望によつての所有権移転となります。別添資料をご覧ください。

13番、14番とも、こちらも10アール当たりの対価は44万円ということでございます。

それでは、議案書18ページに戻ります。八幡、お願いいたします。

○八幡総合支所 石塚専門員

次に、八幡地区を申し上げます。

八幡5番、三川町の〇〇さんから〇〇さんへ、親子になります。年金を伴わない経営移譲ということで、30年の使用貸借契約を結ぶものでございます。

八幡6番につきまして、生石の〇〇さんから市条〇〇さんへ。2月に別段の面積を設定したものに

なっています。別添資料をご覧くださいますが、単価につきましては、10アール当たり5万4千円、総額1万円での移転でございます。

八幡7番につきましては〇〇さんと、それから〇〇へ。こちらは夫婦でございまして、夫から妻への移転でございます。これまで息子さんへ経営移譲しておりましたが、担い手であった息子さんが亡くなったことにより、農業者年金の後継者変更ということで、10年の契約を結ぶものでございます。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田2番です。亡〇〇相続財産管理人〇〇から受け人が土田治夫委員になります。議事参与の制限を受けるものになります。田んぼ一筆、こちらは別添資料をご覧ください。

10アール当たり10万1,000円ですが、家庭裁判所によりまして総額20万円で売却することを許可するという審判で出ておりますので、20万からの割返しになります。相手方の要望による所有権移転です。以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。3月5日に、第6班による農地調査委員会を行っております。

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

それでは、初めに農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

9番、土田治夫委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。土田委員には退席を求め、暫時休憩します。

午前 9時 52分 休憩

午前 9時 52分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。質疑に入ります。

平田2番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

お願いします。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎です。

先ほどの18ページの平田2番について、この価格20万ということで、地元の農地調査でも検討したと思っておりますが、これが妥当な価格なのかどうかです。3条での売買だと単価の設定が農業経営基盤強化促進法よりは、柔軟にできるというような内規なので、評価額にもよるところなのかと思っておりますけれども、ただ、我々農業委員が当事者となった場合に、きちんとした公平・公正の立場として精査した上での案件なのか、その辺をしっかりと確認していきたいと思っております。

実は前から私、いつも言っているとおり、地元で幾らでもいいから売ってくれと言われる案件がか

なりあるんです。そういった中で単価が10万でも20万でもいいとすると、逆に言えばそれなら買いたい人がいっぱいいるわけです。こうした中でそれを進めていくというと、貸し剥がしにつながるおそれがあります。実は地元でも田んぼを50万/10^{アール}ぐらいなら買ってでもいいから、あったら教えてくれという相談も結構あるんです。でも、それをやったりすると、貸し剥がしが進むようになる可能性があるから、その辺の考え方はやっぱりきちんとしていく必要があるんじゃないかなという気がします。その辺を、皆さんどう考えて売買について相談されたかを知りたいと思います。以上です。

○齋藤 均 議長
はい。

○23番 後藤保喜委員
23番、後藤です。今の柿崎さんの質問に直接答える回答ではないんですけども、それが10アール当たり10万の金額に至った経緯というのは、令和1年の10月末のブロック会議のときの報告でも説明したんですけども、地元農業委員が現地を確認して、現場見できました。ここ元は「飛鳥沼」だった所で、排水も悪いし、田植えも土壌が悪くてぬかるむところです。価格的には、これでやむを得ないのではないかという意見に至りました。そういうふうな条件で土田さんがこれまで耕作してきて、周辺の人にあっせんしても受け手がいなかったものでした。

○齋藤 均 議長
まず、この議事案件と総論と一緒にやってしまうとごちゃごちゃしてしまうので、まず1点、農業委員会が関わる議事参与の案件審議と、あと、契約を結ぶ前の周知、周りの受け手の周知への問題、2点について考え方を。

○22番 柿崎一美委員
後藤委員が言ったとおり、こういうことが売買条件になっているということをきちんと議論されていたと証明されていることが大事だと思うんです。やっぱり我々が農業委員という立場上で、周りには50万とか70万と言っておきながら、自分が買うときは10万で買ったと。3条売買だからということではなく、公平・公正の立場に立っているかと事後になって言われたときに、こういうことだからと、対外的にちゃんとしたものがあるべきだろうということで意見申し上げました。
後藤さんの言ったとおり、別に反対するとかそんなことは考えていない。やっぱりきちんとしたものを議論した上で出すべきじゃないかな、と思います。一般の委員の人が頼むのと、我々が頼むのとは少しはちゃんとした形であるべきだろうということなんです。
以上です。

○齋藤 均 議長
今のことも含めて事務局。

○阿彦農地主査兼係長
今、保喜委員のほうからお話しありましたとおり、ブロック会議などでその地域の状況について、複数人の意見を入れた上でその価格が妥当だということが決定されるとか、そういったことが段階的にちゃんとなされていけば、それこそ、そのブロック会議の意見をもって総会に諮ることができるのかなと思います。
なので、先ほど議長もおっしゃっていましたが、総論と各論を分けた上で、総論的な部分についてはもう少し議論の必要があろうかなと思いますので、例えば最適化委員会の場合を使ったりとかして深めていけたらいいかなと思っています。
この農地についての各論的なものは、保喜委員の内容で認めていただければと思います。

○齋藤 均 議長
農地調査委員長。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。今はブロック会議がありますので、その中で保喜さんが言ったように話し合いの中で、事前にある程度その総会にかける前にある程度説明してもらえればすんなりこの部分は進むのではないかと思います。

あとまた、運営委員会のほうである程度の取り決めについて話し合いをしまして、これからいろんなことに踏み込みたいと思いますので、決まり次第また、いろんな話を報告していきたいと思います。

○齋藤 均 議長

柿崎委員、よろしいですね。

○22番 柿崎一美委員

はい。

○齋藤 均 議長

進めます。

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

平田2番を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、平田2番を許可決定といたします。

ここで、9番、土田治夫委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時00分 再開

○齋藤 均 議長

続きまして、これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について審議します。ご質問、ご意見のある方お願いします。

どうぞ。

○26番 関口友子委員

酒田13番と14番について、この農地の場所と価格設定の理由をお聞きします。

○齋藤 均 議長

事務局。……あと誰か、委員で説明できる方お願いします。

事務局、お願いします。

○阿彦農地主査兼係長

場所につきまして、広野のコミュニティセンターと環境センターのある箇所から、ほぼ10メートルぐらいしか離れていないところにある畑になっておりまして、集落からも近く、耕作利便はあると思います。そして、もともと本当は集積での売買を予定していたところなんですが、農用地区域外の白地だったために3条での売買に切り替えを行ったものでございます。

○齋藤 均 議長

白畑さん、農地性について説明願います。

○3番 白畑ちか子委員

白地でもありますし、それ程までに土壌がいいものではないかと思えます。場所は、近くにコミュニティセンターと環境改善センターがありますが、どちらかといえば集落の端の方です。

○齋藤 均 議長

ちょっと休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○齋藤 均 議長

議事を再開いたします。

26番、関口さん、よろしいでしょうか。

では、ほかにご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、議事参与の制限以外の議案を許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限以外の議案を許可決定といたします。

以上により、議第14号については全て許可決定となりました。

議第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

続きまして、議第15号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

議第15号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、1件の申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○松山総合支所 門脇調整主任

では、19ページになります。

松山1番、中牧田の櫻田、住宅敷地で、既存の住宅では家族が増えたことにより手狭になってきたため、隣接農地を住宅敷地として転用しながら、既存住宅を増築するものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地の判断しております。許可基準としては、周辺のほかの土地に立地するのが困難で既存の拡張であるので許可要件は満たしているものと考えられます。

それでは、別紙資料のほうになりますが、別紙資料の2ページ、こちらの位置図でございますが、当該申請地は、平田の飛鳥地区から国道345号線を南下してニュートラック松山の交差点のを東へ曲がると十字路がありますけれども、その十字路の南側となっております。

次のページは案内図になります。案内図北側に主要地方道酒田松山線と記載ありますが、この十字路が先ほども言いましたニュートラック松山から直進してきたところの十字路になります。その十字路を、距離としましては約500メートルほど南下したところに、あるのが既存住宅と申請地になり

ます。

字切図中ほどの太枠で囲まれてある中牧田字谷地が当該申請地で、この申請地の東側の谷地(番地)、こちらが申請者の農地で、ほかの隣接地の谷地(番地)、谷地(番地)、谷地(番地)、こちらは全て申請者の既存住宅敷地で、当該申請地に隣接する第三者の農地はないものとなっています。以上になります。

○阿彦農地主査兼係長

次に、スライドをご用意いたします。

(スライドを映写) 以上です。

○齋藤 均 議長

調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。松山1番について、現地調査の結果を地元委員より報告願います。

○15番 荘司太一郎委員

15番、荘司です。

2月28日に、事務局と私と4人で現地調査を行ってまいりました。何も問題ないと思いますので、よろしく願います。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第15号について許可決定といたします。

議第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

議第16号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

20ページになります。

議第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田5番、酒田4番、5番、6番と4件とも関連ありますので、一括でご説明いたします。

受け人は山形市にあります法人ということになります。土地の表示につきまして、酒田3番宮野浦の字飯森山西の(番地)の一部、酒田4番は、(番地)の1筆、酒田5番は、字飯森山西の(番地)の一部、酒田6番は、(番地)の一部ということになります。後ほど別添資料のほうでその形をご確認いただきたいと思いますが、このたび、県と酒田市の共同事業であります十里塚風力発電設備建設に伴う鉄塔建設のため、資材置き場等・車両駐車場敷地として一時転用を行うものであります。農地区分は、農用地区域内の青地となります。6カ月間、4月から9月末までの期間、一時転用として使用貸借を行うものでございます。

なお、今回資材置き場等として転用を行いますが、送電線鉄塔そのものは雑種地に建設のため、転用の許可は不要となるものでございます。

それでは、別添資料をごらんいただきたいと思いますが、4ページと5ページになります。

4ページの位置図をご覧くださいませとおり、近隣に東北公益文化大学と、その南側にあります消防署南分署から少し200メートルほど下がった箇所でございます。

案内図、5ページをご覧くださいませと、西側に株式会社カスタムという会社があります。その隣の枠囲みでの表示箇所が申請地でございます。字切図をご覧くださいませが、先ほど申し上げた1筆丸々のところと、あと3カ所については、一部分のみ一時転用を行うということございまして、その残った部分については、今年度、稲を作付けするというふうに聞いております。

それで、詳しくは後ほどスライドをご覧くださいませと思いますが、案内図のほうにあります、図面中に(酒田5)と示してあるところに鉄塔が建つものでございまして、西側のほうからこの(酒田5)のところに建つ鉄塔を介して、その南側のほうに向かってまた別の鉄塔につなげて送電線を配置するというふうに聞いているところでございます。

議案書に戻っていただきまして、酒田7番になります。十里塚の〇〇さんから十里塚の〇〇さんへ、こちらの関係性は親子になります。十里塚の畑1筆を住宅敷地ということでございませが、合わせまして駐車場及び住宅敷地ということで聞いています。場所も農業公共投資の対象外である小集団農地ということで2種と判定しているところでございませ。白地ではありますが、市街化調整区域内となっているところでございませ。許可基準としては、周辺のほかの土地に立地するのが困難ということで、許可妥当というふうに考えております。

後ほどスライドでをご覧くださいませと思いますが、このたび、市街化調整区域内に住宅を建てるということで、本来制限がかかるころではありますが、〇〇さんは高橋農園を営んでいらっしゃる方でございませので、農家住宅ということで、都市計画法の制限が外れているものでございませ。詳しくは別添資料の6ページと7ページをご覧くださいませと思います。

位置図をご覧くださいませと、出羽大橋から十里塚の方に向かってきたところで、位置図の申請地のすぐ左隣にデイリーヤマザキさんというコンビニのあるところになっております。そして、字切図をご覧くださいませが、この(番地)、こちらが今回の申請地になってございまして、(番地)には既存の住宅が建っておりまして、別棟の二世帯住宅を建てるということになっているところでございませ。

(番地)及び(番地)には、ご本人所有の畑がありまして、その一部に住宅を建てるというような状況でございます。そして、(番地)のほうについては第三者の畑でございますので、同意書を頂いてございまして、(番地)についても実は地目が農地になってございまして、ちょっと現状についてはスライドをご覧くださいませと思いますが、お願いいたします。

(スライドを映写) 説明は、以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。酒田3番から6番までについて、現地調査の結果を地元の佐藤良委員より報告願います。

○6番 佐藤 良委員

6番、佐藤です。2月26日に、袖浦土地改良区で東北電力さんから地権者登録者説明会が行われまして、地権者とともに出席して事業の聞き取りをしています。2月28日に現地調査をいたしまして、特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。

○齋藤 均 議長

続いて、酒田7番について、現地調査の結果を五十嵐亨委員より報告願います。

○24番 五十嵐 亨委員

2月28日に、現地調査をしました。自身が農家出身で、息子さんたちは保険屋を営んでいて、休みに耕作を手伝っており、営業やりながら耕作が出来るので、私としてはやっぱり後継者をできれば地元から離さないで何とかうまくやってくれればいいと思いました。よろしく願います。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方願います。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第16号について許可決定といたします。

議第17号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第17号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

議第17号 農用地利用集積計画につきまして、1番、特例事業(1)使用貸借権の設定が2件、2番、一般事業(1)所有権の移転が3件、(2)所有権の移転(同時設定の特例)が4件、(3)利用権の設定が108件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

21ページです。

議第17号 農用地利用集積計画についてです。1番、特例事業(1)使用貸借権の設定です。

公告予定日は、令和2年の3月17日の予定です。

新堀1番、やまがた農業支援センターから落野目の〇〇さんへ、田んぼ7筆を1年間の使用貸借設定を行うものでございます。

新堀2番、やまがた農業支援センターから丸沼の〇〇さんへ、新堀の田んぼ3筆について1年間の使用貸借を行うものでございます。

なお、新堀1番の受け人につきましては、経営面積をご覧くださいませとおり、ファームの構成員でありますので、1年後に特例事業での農地買受けを行った後は、同時設定ということでファームのほうに貸付けを行う予定でございます。

22ページをお開きください。

2番、一般事業(1)所有権の移転です。

報告予定日は、令和2年3月17日の予定です。

袖浦1番、東大町三丁目の〇〇さんから、東京都世田谷区の〇〇さんへ、黒森の畑8筆について、10アール当たり37万円、総額368万円での売買となります。

移転時期、支払い時期は、令和2年3月31日の予定です。

なおこの農地について補足いたしますと、〇〇さんが平成29年の春に買い受けたものです。その後、ご自身の事業の関連で、作付けまで十分な利用がなかなかできなかったため、このたび同じ事業を営む〇〇さんに事業の改善のために農地を売り渡すということになっております。

地元委員のほうから後ほど補足お願いしたいと思います。

続きまして、浜中1番、浜中の田んぼ2筆につきまして、10アール当たり対価50万円、総額214万3,500円での売買です。移転時期、支払い時期は、令和2年4月17日の予定です。

浜中2番、浜中の〇〇さんから浜中〇〇さんへ田3筆について、10当たり対価47万円、総額285万7,600円。移転時期、支払い時期は、令和2年4月17日の予定での売買となっております。

続いて23ページ、2番、一般事業(2)所有権移転同時設定の特例となります。

公告予定日は3月17日の予定です。

新堀1番、高見台一丁目の〇〇さんから板戸〇〇さんへ、新堀地区の田んぼ3筆につきましての売買となります。総額で267万円ということでございます。移転時期、支払い時期は、5月18日の予定でございます。

そのすぐ下の議案、8番、同時設定ということで、先ほどの〇〇さんのほうから農事組合法人への貸付けとなっております。賃借料が1万1,000円で、10年間の期間設定となるものです。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

続いて、同時設定の八幡1番ですが、新出の〇〇さんから同じく新出の法人へ、新出の田1筆につきまして、移転時期、支払い時期が3月25日の所有権移転となります。

この要件欄を見ていただきますと、〇〇さんの耕作地面積が23平米ありませんので、同時設定で新出の法人へ6年の期間で貸し付けます。他の契約と周期を合わせるため、終期が令和7年12月31日までになっております。

以上です。

○ 阿彦主査兼農地係長

続きまして、24ページをお開きください。

2番、一般事業(3)利用権の設定です。公告予定日は3月17日です。

南遊佐14番です。賃借料に3,000円が混在しております。契約年数は5年の更新契約です。

南遊佐15番は、1万1,000円の賃借料で、10年の新規契約で、庄内みどり農協を通した契約となります。南遊佐16番は、賃借料1万1,000円で、20年の更新契約です。

南遊佐17番、1万1,000円賃借料、10年の新規契約となります。

25ページです。西荒瀬41番は1万1,000円で10年の新規契約、西荒瀬42番は、庄内みどり農協を通して10年で1万1,000円契約の新規でございます。

西荒瀬43番は、1万1,000円で10年の新規契約、西荒瀬44番は1万1,000円で10年、農協を通した更新契約です。西荒瀬45番は、1万1,000円で9年の更新契約となります。

26ページをお開きください。

こちらのページについては、全件とも庄内みどり農協を通じて1万1,000円で10年の更新契約となりますので、説明を割愛いたします。

27ページをご覧ください。

本楯16番、1万1,000円の賃借料で農協通しの2年の新規契約となります。

上田10番、農協通しで10年の1万1,000円の更新契約となります。先ほど18条6項の通知で一旦解約を行い、このたび期間延長となる契約となります。同様に上田の11番、上田12番も同様の契約となります。上田13番、こちらはJAを通さない直接契約で10年の1万1,000円の更新契約です。

28ページです。

東平田17番、こちら4,000円の賃借料が混在しております。10年の新規契約、農協通しとなります。

東平田18番、こちらは農協通しで1万1,000円、10年の新規契約です。

東平田19番、先ほど18条6項通知の解約に出た父から子への移転ということで、1万1,000円で4年の契約となります。

東平田20番、1万1,000円で、10年の移転契約になります。

平田21番も同じ移転でございます。1万1,000円で10年の移転契約となります。

29ページです。

中平田15番、16番、17番、そして中平田19番、同じ渡し人でございます。それぞれ新規契約でございまして、賃借料は中平田15番が1万1,000円の3年契約、中平田16番が3年の1万1,000円、17番が3年の1万1,000円、中平田19番は、農協を通して9,000円で10年の新規契約となっております。一つ戻りまして中平田18番、こちらは1万1,000円で5年の更新となります。

30ページになります。

中平田20番は、3,000円と9,000円の賃借料が混在しておりまして、10年の農協通し、新規契約です。

中平田21番、農協通しで9,000円の賃借料、5年の新規契約です。

中平田22番、農協通し、1万1,000円で5年の新規契約です。

中平田23番は、1万1,000円で3年の農協通しの新規契約です。

酒田11番から次のページの酒田12番まで、同じ内容になっています。農協通しで1万1,000円、5年の新規契約です。

31ページ広野11番です。1万1,000円で10年の更新契約、広野12番も同様の更新です。広野13番も同様の更新です。

広野14番から次のページの広野15番、16番まで同じ受け人でございます。この3件とも賃借料は1万2,000円の設定で、年数が20年の新規契約となります。

では、32ページをご覧ください。

真ん中の広野17番です。賃借料が1万1000円と9,000円と8,500円が混在しております。10年の更新となっております。

広野18番は1万1,000円で10年の更新契約、広野19番は、9,000円の賃借料で10年の新規です。

33ページになります。

広野20番、1万1,000円で7年の新規契約、農協通しです。

広野21番、1万1,000円で10年の更新です。

広野22番は、先ほど移転で一旦解約したものを残期間の2年の設定で1万1,000円設定となります。

広野23番と24番は同じ貸付け人になっております。1万1,000円で10年の更新となります。

34ページをご覧ください。

袖浦5番、こちらは4,000円の賃借料で10年の切替契約で、先ほど18条6項通知のときに出てまいりましたが、このたび農協通しに切り替えるための設定になります。

袖浦6番は、6,000円の賃借料で10年の新規契約です。

袖浦7番、4,000円で5年の新規契約となります。貸付人、借り受け人共にみどり農協エリアの方でございまして、坂野辺新田の農地ではありますが、J A庄内みどりの円滑化事業実施区域が市内全域となっているため、取り組みが可能となるものです。

○八幡総合支所 石塚専門員

八幡を申し上げます。

八幡72番につきましては、1万1,000円、10年の農協通し新規です。八幡73番につきましても同様に農協通しの新規で1万1,000円です。

次のページから、74番から79番まで、同じ受人でございますが、農協通しの10年の更新になります。

36ページをお開きください。

八幡79番につきましては、3,000円で3年の更新になります。

八幡は以上です。

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして、松山です。庄内みどり農協通した契約は、その旨の説明は割愛させていただきます。

松山3番、1万1,000円、10年、新規です。

松山4番から次のページの松山10番までは、全て直接契約の更新です。

松山4番、1万1,000円、5年です。松山5番、9,000円、5年です。松山6番、1万1,000円、10年です。松山7番、1万1,000円、5年です。松山8番と松山9番ですが、こちらは貸し手が同じ世帯となっています。松山8番から松山10番までは受け手が同じ方となっています。

松山8番、3,000円、5年です。松山9番、8,000円、5年です。松山10番、9,000円、5年です。松山11番から次のページの松山14番までは、先ほどの18条6項通知で農協まで解約したものを新たな受け手へ再設定するものです。松山11番から次のページの松山13番まで、1万1,000円、6年の新規契約です。松山14番は、6,000円が混在しており、6年の新規契約です。以上です。

○ 平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。平田70番、71番、同じ受け人です。10アール当たり2,000円、3年の更新です。平田72番から75番まで同じ受け人です。3,000円、1年の更新です。この1年という期間ですが、受け人からはこれ以上更新はしないと前々から言われていたんですが、その後の受け人を探してはありましたが、なかなか見つからず、またお願いしたところ、1年であればということで1年になったものです。

平田76番から次のページ、41ページまでの86番まで、同じ受け人になります。全て1,000円、5年の新規になります。この1,000円というのは、耕作条件が悪いために全て1,000円になっております。続きまして、42ページです。こちらが87番、1万1,000円、10年の更新です。

88番、6,000円、5年の更新です。89番、6,000円、10年の更新です。

90番、91番は同じ受け人で、90番は6,000円、5年更新、91番は9,000円、5年更新です。

次のページです。平田92番、93番、同じ受け人でございます。92番については、先ほど18条の6項で解約になったものです。92番、6,000円、10年新規、93番、1万1,560円、10年新規です。こちらは、総額2,000円からの割り返しになります。

94番、1万1,000円、10年更新。95番、1万1,000円、10年更新。96番も1万1,000円、10年更新です。次のページです。

こちらが97番、こちらは受け人が荘司研治委員になります。議事参与の制限を受けることとなります。9,000円、10年新規。

98番、1万1,000円、3年更新。99番、こちらも荘司委員がう受け人です。1万1,000円、10年新規。

100番と101番は同じ受け人です。1万1,000円で、100番が5年の更新、101番が10年の新規です。次のページです。

102番、こちら先ほど18条の6項で解約になったものになります。こちらが農協経由になります。

9,000円、10年新規です。103番、1万1,000円、10年の新規。104番は、1万1,000円の10年の更新です。105番、6,000円、10年の新規です。

以上です。

○ 齋藤 均 議長

休憩します。

午前 10時 52分 休憩

午前 11時 3分 再開

○ 齋藤 均 議長

再開します。

農地調査委員会の報告をお願いします。

○ 20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第17号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○ 齋藤 均 議長

それでは、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審

議します。

19番 五十嵐弘樹委員、28番 荘司研治委員に該当する案件がありますので、その計画案を先に審議します。2名に対し退席を求め暫時休憩します。

午前 11時 4分 休憩

午前 11時 5分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

質疑に入ります。

議案書34ページ袖浦5番、44ページ平田97番、99番について、ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

袖浦5番、平田97番、99番を計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、袖浦5番、平田97番、99番を計画決定といたします。

ここで、19番、五十嵐弘樹委員、28番、荘司研治委員の2名の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前 11時 6分 休憩

午前 11時 7分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続いて、議事参与の制限の案件について、酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案について審議します。

6番、佐藤良委員、19番、五十嵐弘樹議員には、議長が指名した以外の発言と採決参加について制限いたしますので、ご留意ください。

それでは、議案書34ページ、袖浦6番について、ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案については、計画決定といたします。

6番、佐藤良委員、19番、五十嵐弘樹委員の発言と採決参加についての制限を解除いたします。

続きまして、これまで計画決定した議事参与制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

参与の制限以外の議案を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限以外の議案を計画決定といたします。

以上により、議第17号については全て計画決定となりました。

議第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について

続きまして、議第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○藤井事務局長

議第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について、農業経営基盤強化促進法施行規則の規定により、農業委員会の意見が求められております。

詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

議案書の46ページからご覧ください。47ページにありますのが、市長部局からの依頼文書になっております。詳しくは別添資料の8ページと、別添資料一番後ろの29ページ、そしてもう一つ、このたびカラー刷りにてホチキス止めになっている資料を併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、まず、別添資料のほうの一番後ろ、29ページご覧いただきたいと思います。

このたびの基本構想の改正につきましての概要を載せてございます。この基本的構想というものにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいての経営の改善、農地の利用集積、農業経営基盤強化の促進を図るための基本的な構想でございまして、その見直しをおおむね5年ごとに行っているところでございます。

その5年ごとの改正の作業が、その後の10年間を見通したものを設定することとなっております。前回は2016年の9月に改正されております。このたび、そこからおおむね5年が経過しております。更にまた、平成31年の3月に県の基本方針が見直されております。それに伴ってこのたび基本構想を見直すものでございます。

では29ページの真ん中ほどですが、この見直しの主な内容になりますが、農業所得及び総労働時間の維持ということで、これまでも認定農業者の認定基準としましては、年間の農業所得がおおむね400万、総労働時間はおおむね2,000時間、このところは変えずに現状を維持していくということでございます。

また、新規就農者の確保として、これまで年間30人としていたところを、近年の現実的な数値が毎年20人ペースで続いているということを受けて、それを基に年間20人、5年間で100人の確保を目指すという数値に修正しております。

また、農地集積率の維持につきましては、これまでもご承知のとおり、80%相当を維持してきておりまして、最終的に80%まで目指していきたいということでの目標設定となっております。

また、営農モデルの見直しということでございますが、カラー刷りのほうで、一番後ろのほうに営農類型ごとに表が載せてございますけれども、そちらも現在の実情に合わせて修正しているということでございます。

なお、この営農モデルのところに関して、若干補足します。ページ数で言うと24ページになります。

トラクターの形状について、全て4WDが基本仕様ということでの変更となります。

また、令和2年の4月から円滑化事業が中間管理事業に統合一体化されるため、当初は円滑化事業

を載せない形で計画策定していたものを作っておりましたが、3月6日に県のほうから当面このところは載せておいてくださいという指導が入りまして、そこを復活させた形がそのカラー刷りの資料になっております。ご審議よろしくお願ひします。

○齋藤 均 議長

ご質問、ご意見のある方お願ひします。

○五十嵐弘樹委員

19番 五十嵐です。集積率80%とはありますが、実際、袖浦地区での畑についての集積は、良くて七十数%です。なかなか現実的には難しい面があると感じています。

○齋藤 均 議長

13番 齋藤です。この前、運営委員会で全国農業会議所へ行った研修で、やっぱり担い手の定義に関して、中山間地や畑地、果樹も8割集積は無理だと意見がでています。だから、その辺もちょっと定義に関しても見直しもしてくれと言う話もしてきました。だから、そういったような作物ごとの目標設定もあると思いますが、それはこれから動くんだと思います。これは、委員個人としての話になりますが。

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について決定いたします。

閉 会

以上をもちまして、令和2年3月定例総会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会
